

公 示

航空自衛隊第2補給処  
十条支処公示第12号  
29.12.5

第2補給処十条支処が行う随意契約への新規参入の申し込みについて(公示第7号  
平成29年8月25日)の変更

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第2補給処  
十条支処調達課長

古川 孝治

標記について、下記のとおり変更する。

記

対象契約一覧表に別添の品目を追加する。

添付書類：対象契約一覧表（追加）

対象契約一覧表 (追加)

掲載 番号	該当する契約	部品番号	随意契 約による 理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
修4	FUEL CONTROL	1459M17G04JA	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL (1459M17G04JA) の修理に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修5	FUEL CONTROL	1459M17G06JA	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL (1459M17G06JA) の修理に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修6	FUEL CONTROL ASSY	F118235G60	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY (F118235G60) の修理に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修7	FUEL CONTROL ASSY	F118235G59	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY (F118235G59) の修理に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修8	FUEL CONTROL ASSY	F118235G39	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY (F118235G39) の修理に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修9	FUEL CONTROL ASSY	F118230G59	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY (F118230G59) の修理に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修10	FUEL CONTROL ASSY	F118235G70	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY (F118235G70) の修理に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係

掲載番号	該当する契約	部品番号	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要な要件	提出先 (問合せ先)
修11	FUEL CONTROL ASSY	F118235G33	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY (F118235G33)の修理に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修12	FUEL CONTROL ASSY	F118230G39	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY (F118230G39)の修理に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修13	FUEL CONTROL ASSY	F118230G36	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY (F118230G36)の修理に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修14	FUEL CONTROL ASSY	F118230G33	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY (F118230G33)の修理に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修15	FUEL CONTROL ASSY	F118230G25	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY (F118230G25)の修理に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修16	FUEL CONTROL ASSY	F118230G16	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY (F118230G16)の修理に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修17	FUEL CONTROL ASSY	F118230G10	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY (F118230G10)の修理に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係

掲載番号	該当する契約	部品番号	契約 随意によ る理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みが必要となる要件	提出先 (問合せ先)
修18	FUEL CONTROL ASSY	F118230G60	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY(F118230G60)の修理に必要となる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修19	FUEL CONTROL ASSY	F118230G58	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY(F118230G58)の修理に必要となる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修20	FUEL CONTROL ASSY	F118230G37	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY(F118230G37)の修理に必要となる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修21	FUEL CONTROL ASSY	F118230G35	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY(F118230G35)の修理に必要となる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修22	FUEL CONTROL ASSY	F118230G34	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY(F118230G34)の修理に必要となる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修23	FUEL CONTROL ASSY	F118230G9	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY(F118230G9)の修理に必要となる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修24	FUEL CONTROL ASSY	F118230G72	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY(F118230G72)の修理に必要となる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係

掲載番号	該当する契約	部品番号	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
修25	FUEL CONTROL ASSY	F118230G70	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY (F118230G70) の修理に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修26	FUEL CONTROL ASSY	F118230G64	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY (F118230G64) の修理に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修27	FUEL CONTROL ASSY	F118230G62	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY (F118230G62) の修理に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修28	FUEL CONTROL ASSY	F118235G72	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY (F118235G72) の修理に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修29	FUEL CONTROL ASSY	F118235G64	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY (F118235G64) の修理に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修30	FUEL CONTROL ASSY	F118235G62	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY (F118235G62) の修理に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修31	FUEL CONTROL ASSY	F118235G40	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY (F118235G40) の修理に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係

掲載番号	該当する契約	部品番号	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
修32	FUEL CONTROL ASSY	F118235G35	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL ASSY (F118235G35) の修理に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修33	F3-IHI-30/-30Bエンジン・オーバーホール (マイナー)	F3-IHI-30	ア	H29.12.5	F3-IHI-30/-30Bエンジン・オーバーホール (マイナー) (F3-IHI-30) の修理に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修34	F3-IHI-30/-30Bエンジン・オーバーホール (マイナー)	F3-IHI-30B	ア	H29.12.5	F3-IHI-30/-30Bエンジン・オーバーホール (マイナー) (F3-IHI-30B) の修理に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修35	FUEL CONTROL	743522-1	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL (743522-1) の修理に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修36	FUEL CONTROL	743522	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL (743522) の修理に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修37	FUEL CONTROL	720050	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL (720050) の修理に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修38	FUEL CONTROL	6002T35P106JA	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL (6002T35P106JA) の修理に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係

掲載番号	該当する契約	部品番号	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要な要件	提出先 (問合せ先)
修39	FUEL CONTROL	6068T77P06B	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL (6068T77P06B) の修理に必要な航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修40	FUEL CONTROL	6068T77P06C	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL (6068T77P06C) の修理に必要な航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修41	FUEL CONTROL	6068T77P06JC	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL (6068T77P06JC) の修理に必要な航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修42	FUEL CONTROL	6068T77P06JA	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL (6068T77P06JA) の修理に必要な航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係
修43	FUEL CONTROL	6068T77P06JB	ア	H29.12.5	FUEL CONTROL (6068T77P06JB) の修理に必要な航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	契約班 総括係